

平成 26 年度第 1 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	あたたかい人づくり ナンバーワン	中	子育て力UP	小	子どもと母親の健康づくりについて
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成 30 年 12 月報告）		
健康カレンダーの作成 P. 64 健康診査や予防接種については、保護者にとっては自分の子どもが、いつの時期に、どのような健康診査を受けるのか、一覧できるものが手元にあると確認しやすい。所管課においては、子どもの発育状況や健康診査等が一览できる個々の健康カレンダーの作成などについて検討されたい。				健康推進課 子どもの発育状況や健康診査が一览できる健康カレンダーについては、母子健康手帳交付時に配付している「いたばし子育て情報ブック」の中に健康診査の受診時期や予防接種の接種時期及び母子保健サービスなどを紹介する「母と子の健康カレンダー」が掲載されているため、これを活用していただいている。 平成 28 年度から開始した「妊婦・出産ナビゲーション事業」の全ての妊婦を対象とした面接では、妊娠期から出産後 1 か月頃までの時期に利用できるサービスや制度を記載した「ナビゲーションシート」により情報提供を行ってきたが、平成 29 年度には、これを更に見やすく改善し、A 3 判のカラーのシートに変更している。 また、乳児家庭全戸訪問では、生後 4 か月までの健診や予防接種、子育て支援情報を掲載したリーフレットを配付し、いたばし子育て情報ブックと併せて活用していただくことにより、子どもの発育状況に応じた情報の提供と周知に努めてきた。平成 30 年度からは、このリーフレットを 1 歳 6 か月までの内容に改編し、妊娠期からのつながりを意識した「乳幼児期の健やかナビゲーションシート」と名付け、A 3 判・カラー刷で作成し、配付を開始している。 このほか、スマートフォンの利用者には、予防接種や身長・体重の記録が書き込める母子健康手帳副読本アプリを紹介している。 さらに、平成 29 年 8 月から配信が始まった「いたばし子育てナビアプリ」には、予防接種のスケジュール機能のほか、健診や		

平成 26 年度第 1 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	あたたかい人づくり ナンバーワン	中	子育て力UP	小	子どもと母親の健康づくりについて
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成 30 年 12 月報告）		
				<p>予防接種の個別通知の発送後に、受診勧奨のお知らせが該当年齢の前日に届くように設定したトリガープッシュ通知により受診・接種を勧奨する機能を搭載し、子育て家庭の利便性を高めている。そのダウンロード件数は、平成 30 年 9 月末時点で 6,472 件であり、閲覧された内容別の内訳では予防接種スケジュールが最多となっている。（アプリ全体のページの閲覧総数 28,510 件中 1,588 件）</p> <p>このような中、乳幼児の健診受診率については、平成 28 年度 92.5%から平成 29 年度 92.7%に、また、予防接種の接種率については、BCG が 93.5%から 95.8%に、麻疹・風疹第 1 期 96.7%が 97.8%に、それぞれ向上している。この要因として、個別の通知や担当保健師の未受診者・未接種者への受診勧奨・接種勧奨の働きかけとともに、アプリによる周知効果もその一端を担っていると捉えている。</p> <p>検討を求められた健康カレンダーの作成等については、これら個別のきめ細やかな対応並びにナビゲーションシートやアプリの活用を以て十分代替できているものと考ええる。</p>		

平成 26 年度第 2 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	あたたかい人づくり ナンバーワン	中	人づくり力UP	小	就学援助事務について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成 30 年 12 月報告）		
<p>就学援助における返還事務の適正化 P. 44</p> <p>学務課では、返還通知を送付しても返還されないまま、年度を越えた場合については、再度返還を求めていなかった。返還が必要な場合については、年度を越えても返還を求めるべきである。</p> <p>板橋区就学援助費支給要綱第13条に該当した事由については、返還を求める期限、通知や納付書の発送時期、手続等、返還に関する事務処理基準を定め、適正な返還事務を執行されたい。</p> <p>なお、就学援助受給者には、返還が必要となる場合の要件を認定結果の通知時などに、事前に周知しておく必要がある。</p>				<p>学務課</p> <p>平成 26 年度から、未返還の案件については、年度を越えても返還を求める通知を送付することとした。</p> <p>平成 28 年度の要綱改正により、平成 28 年度から認定期間を「4 月～3 月」を「7 月～6 月」に変更し、返還が生じる主たる要因であった仮認定制度を廃止した。これにより、以後の滞納者は激減し、平成 29 年度はゼロとなっている。</p> <p>平成 28 年度分から、認定結果通知に、返還が必要となる場合の要件を追記し、事前の周知を行った。</p> <p>返還を求める通知、納付書の発送時期、手続等については、平成 28 年度に就学援助事務処理マニュアルを作成し、それに沿って事務を執行している。</p> <p>平成 30 年度の要綱改正により、第 13 条で返還義務を明確化した。また、第 13 条 2 項により就学援助費返還命令書に期限を定めることを記した。</p> <p>過年度分の返還事務については、返還台帳を整備し、平成 25 年度以降の 35 件、383,369 円の返還管理を行ってきた。そのうち、8 件、77,528 円が既に完納となっており、今後も引き続き返還台帳に催告記録を残していき、回収努力を続けていく。仮認定をしていた時期の滞納分、23 件、283,691 円については、平成 30 年 10 月に取り扱いについて整理し、適正に事務執行できるように整えた。既に時効（2 年）に達しているが、援用等債権放棄の事由が生じない限り請求は続ける。</p>		

平成 26 年度第 3 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	3つのナンバーワンに 共通して	中	区民くらし充実力 UP	小	プロポーザル方式による 契約
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成 30 年 12 月報告）		
<p>同一事業者と単年度の契約を複数年行う場合の基準の作成 P. 54</p> <p>区の契約の原則は、長期継続契約等を除き単年度契約である。事業の継続性を理由に、単年度契約を複数回更新しているものについては、例外的な契約であり、更新の際には仕様に基づき、1年にわたる履行状況が良好であることを厳密に確認することが必要である。</p> <p>契約管財課では、更新年数の定め方、根拠についての基準を定めていない。</p> <p>事業者の履行状況が良好であり、該当の予算がある場合において、次年度以降は、特命随意契約により契約することができる。</p> <p>契約管財課においては、同一事業者と単年度の契約を複数回更新する場合について、統一した基準や指針を整備されたい。</p>				<p>庁舎管理・契約課</p> <p>平成 28 年 7 月に要綱及び手引きを改正し、複数年にわたる契約の更新を行う場合は、総務部長との協議時に更新年数及びその理由・根拠を明記するよう義務付けた。</p> <p>また、平成 30 年 4 月に手引きを再改正し、契約更新を認める場合の更新可能年数について、「原則 5 年」という記載を「原則 3 年以内」に変更したうえで、更新年数の考え方を追記した。あわせて、契約更新の際の判断基準について、履行評価表は所管課において案件の特性に応じて作成することとしているが、評価結果に基づく判断基準を作成した。</p>		

平成 27 年度第 1 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大 元気なまちづくり ナンバーワン	中 産業活力UP	小 都市農業について
指摘・要望事項概要		措置結果報告（平成 30 年 12 月報告）	
<p>“板橋の農業” の情報の発信 P. 42</p> <p>区においては、農業体験学習を、農作物の収穫を行う事業としてだけでなく、区民が都市農業への理解を深める貴重な機会としてとらえ、例えば種まき、発芽、間引き、除草など収穫するまでの作業について、区ホームページで紹介する等、“板橋の農業” の情報の発信に取り組みたい。</p>		<p>赤塚支所</p> <p>“板橋の農業 “の課題である後継者育成の一助として開校した「成増農業体験学校（平成 30 年 4 月 21 日開校。詳細は下記のとおり）」における農作業等の活動状況について、専用のホームページを作成した。ホームページでは農業体験学校の具体的な取組内容や、学校で不定期的に開催される区民参加型イベント等の案内を掲載するとともに、専用の SNS（フェイスブック及びインスタグラム）を開設し農作業の報告や農作物の状況を随時発信しており、都市部でも農耕がされていることを身近に感じられる内容を公開している。</p> <p>【成増農業体験学校】</p> <p>講習者数：12 名（定員 20 名）</p> <p>講習内容：農作業に関する基礎的な実技及び座学（通年カリキュラム）</p> <p>講習回数：年間約 30 回</p> <p>（参考） SNS フォロワー数：フェイスブック 13 名、インスタグラム 109 名</p> <p>また、昨年度から実施場所を赤塚地区から本庁舎へと移行した「さつきフェスティバル（平成 30 年 5 月 21 日～25 日開催。詳細は下記のとおり）」において、最終日に本庁舎 1 階で園芸教室を実施した。本講習会は本庁舎に来場した区民も園芸教室を見学できるオープン形式を全庁的にも初めて試みたものであり、観葉植物の寄せ植えやさつきの手入れ等を区民がダイレクトに見ることができ、大変好評であった。今後もこのような機会を積極的に設けていきたい。</p> <p>【平成 30 年度さつきフェスティバル】</p> <p>来場者数：4,000 名</p> <p>実施内容：下記（1）～（3）のとおり</p>	

平成 27 年度第 1 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	元気なまちづくり ナンバーワン	中	産業活力UP	小	都市農業について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成 30 年 12 月報告）		
<p>板橋区農業経営実態調査の公表と周知 P. 42</p> <p>所管課においては、板橋区農業経営実態調査の結果を農業者に公表しておらず、区ホームページに掲載する等、区民に対しての周知も図られていなかった。</p> <p>区においては、板橋区農業経営実態調査の結果を区ホームページ等において公表し、区民に農業の実態を周知されたい。</p>				<p>(1) さつき展示会（区民イベントスペース） 21日～24日 8時30分～17時 ※24日は13時まで</p> <p>(2) 販売コーナー</p> <p>① さつき販売(情報発信スペース) 21・24日 9時～17時</p> <p>② 区内産農産物販売(情報発信スペース) 22・23日 9時～13時</p> <p>③ 植木市(本庁舎北館正面玄関及び風除室) 22・23日 9時～17時</p> <p>(3) 園芸教室(区民イベントスペース)</p> <p>① 室内で楽しめる観葉植物寄せ植え教室 25日 10時～11時30分 受講者数：20名（定員20名）</p> <p>② さつきの手入れ教室 25日 13時30分～15時 受講者数：13名（定員20名）</p> <p>さらに今後の計画としては、区内産農作物を共同で供給する農業団体であり、区が事務局となっている「板橋ふれあい農園会」において、農作物の魅力やイベント内容を発信するためのホームページを新たに作成し、区民への情報発信のツールとする予定である。（平成 31 年 3 月公開予定）</p> <p>赤塚支所</p> <p>平成 28 年度調査結果から区ホームページでの公開を開始（平成 29 年 12 月 1 日）し、現在も調査結果の確定後、逐次公開している。アクセス件数は月平均で約 50 件となっている。今後は、より多くの区民に閲覧してもらうために、農業経営実態調査の概要やその必要性、調査結果に基づく板橋農業の特色を紹介するといった、区民がより一層アクセ</p>		

平成 27 年度第 1 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	元気なまちづくり ナンバーワン	中	産業活力UP	小	都市農業について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成 30 年 12 月報告）		
<p>農業体験農園利用料の透明性の確保 P. 43</p> <p>区においては、農業体験農園の利用料の透明性を確保するため、算定に伴う経費等の内訳、算定方法等を明確にした事務手続を適正に行われたい。</p>				<p>スしたくなるような魅力あるページ作りを目指し、農業実態について積極的にPRしていく。</p> <p>また、区民が多く来場する板橋農業まつり（平成 30 年 11 月 10 日・11 日開催）における「板橋農業PRコーナー」において、実態調査で把握した区内産野菜等の種類や生産量、作付け延べ面積をパネル展示にて公表し、区民への周知を図った。</p> <p>なお、この板橋農業PRコーナーでは、平成30年に開校した成増農業体験学校のPRも同時に行った。板橋農業の実態の一つとして課題に挙げられている農業者不足を解消するための一助として、農業に興味のある区民に対して農業体験事業への参加を積極的に呼びかけ、体験学校で学ぶことにより将来的に農業者の農耕補助ができる人材を育て、少しでも農業者のすそ野を広げていけるよう今後も継続的に取り組んでいく。</p> <p>赤塚支所</p> <p>農業体験農園の利用料が発生する事業としては、夏のジャガイモ収穫体験事業と、秋のニンジン・ダイコン収穫体験事業の2つがある。</p> <p>（1）夏の収穫体験事業（ジャガイモ）</p> <p>平成 29 年度より、原価計算により算出している。</p> <p>平成 30 年度は、じゃがいも育成に係る経費（種代、耕耘、薬剤、肥料）148,500 円、運搬処分経費 148,510 円、人件費 176,000 円の合計を算出し、計 473,010 円を作付株数 2,500 株で割り、1 株あたりの経費を 189 円とした。</p> <p>収穫体験は一人 3 株につき、収穫体験参加経費を 3 株 567 円としたうえ</p>		

平成 27 年度第 1 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	元気なまちづくり ナンバーワン	中	産業活力UP	小	都市農業について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成 30 年 12 月報告）		
				<p>で、十円未満切り捨ての 500 円を参加者から徴する参加料とした。</p> <p>(2) 秋の収穫体験事業（ニンジン・ダイコン）</p> <p>平成 29 年度より、市場価格（JAへの売却価格）に準拠している。</p> <p>平成 30 年度における、農業まつり野菜宝船制作時に JA 東京あおばに売却するニンジン・ダイコンの 1 本あたりの価格は、ニンジン 1 本 30 円、ダイコン 1 本 200 円である。</p> <p>収穫体験は一人につきニンジン 2 本、ダイコン 1 本であることから、収穫体験参加経費をニンジン 2 本 60 円、ダイコン 1 本 200 円の計 260 円としたうえで、十円未満切り捨ての 200 円を参加者から徴する参加料とした。</p>		

平成 27 年度第 2 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	あたたかい人づくり ナンバーワン	中	医療・福祉力UP	小	障がい者就労援助事業に ついて
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成 30 年 12 月報告）		
<p>関係機関等との情報の共有化 P. 39</p> <p>所管課は、ハート・ワーク連絡協議会で検討された内容について、板橋区地域自立支援協議会就労支援部会を通じて情報提供を求めるなどし、障がい者就労支援における課題等について、関係機関等との共有化を図りたい。</p>				<p>障がい者福祉課</p> <p>平成 28 年度に、ハート・ワーク連絡協議会を、都の指定を受けた全ての区内就労移行支援事業所を構成員とする区内就労移行支援事業所連絡協議会（就労移行支援ネットワーク）に改めた。ここでは障がい者就労支援に関わる現場の課題を議論する場とした。</p> <p>一方、板橋区地域自立支援協議会就労支援部会では、同協議会での議論等を関係機関等が共有しつつ、地域の障がい者就労支援の在り方について包括的な議論をする場として再定義している。加えて産業振興課とハロー・ワークの主催による雇用問題連絡会議にも参加し、情報交換を行っている。</p> <p>平成 29 年度には、区内就労移行支援事業所連絡協議会に就労移行支援事業所に加え、自立訓練（生活訓練）の事業所も参画させた。これは、就労移行支援には最大 2 年という利用期間の制約があり、必ずしも一般就労を目的としない就労継続支援より、就労移行支援の準備訓練に資する自立訓練との連携が、十分な訓練期間の確保として望ましいことによる。この連携により、障がい者の一般就労、長期就労の支援に必要な現場の実務上のつながりを強化し、また、現場の声を集約できるように整備した。</p> <p>更に板橋区地域自立支援協議会就労支援部会では、就労支援施策の包括的な議論の場、情報共有の場として、その機能をより高めるため、地域の産業団体の代表として東京商工会議所からの参加を得て、中小企業の立場からの障がい者雇用への議論、情報共有の機能が加わった。また就労移行支援事業所は必ずしも区民のみを対象としているわけではなく、特に埼京線沿線の他区事業所の中には、半数以上が板橋区民を占める実態があっ</p>		

平成 27 年度第 2 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	あたたかい人づくり ナンバーワン	中	医療・福祉力UP	小	障がい者就労援助事業に ついて
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成 30 年 12 月報告）		
				<p>た。そこで更に区外の 3 事業所もオブザーバーとして加え、より情報交換を広く行えるようにした。</p> <p>平成 29 年度末には国による制度改正概要が示された。平成 30 年度に入り、特に改正の中心である就労定着支援について、就労移行支援ネットワークで意見交換と課題の協議を行った。就労定着支援は 10 月から本格実施であったので、平成 28 年度以降築いてきた在り方に基づき、まず就労移行支援ネットワークで現場の課題を議論した。今後（平成 30 年 12 月 5 日開催予定）これらの課題を板橋区地域自立支援協議会就労支援部会に取り上げ、関係機関等が包括的な議論をする運びとなっている。</p> <p>これまでの取組により、障がい者就労支援における課題等について、関係機関等との共有化が図られるしくみが構築され、継続・展開できる状況となっている。</p>		

平成 27 年度第 3 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	安心・安全ナンバーワン	中	都市再生力UP	小	学校施設補修工事について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成 30 年 12 月報告）		
<p>特命随意契約の公表 P. 48</p> <p>契約事務の透明性と公平性をより高めるための取組の一環として、庁舎管理・契約課においては、関係課と連携し、特命随意契約としたすべての工事請負契約については、特命随意契約とした理由、事業者、契約金額等の公表を検討されたい。</p>				<p>庁舎管理・契約課</p> <p>庁舎管理・契約課において取り扱う特命随意契約の工事請負契約については、庁舎管理・契約課のホームページに随意契約案件のページを新設し、平成 28 年 4 月 1 日以降に契約締結したものを四半期ごとに公表する措置を実施した。公表内容は、工事件名、契約金額、請負者、随意契約理由等の情報を PDF データとして一般の閲覧に供している。また、工事請負契約の契約変更についても変更理由、変更後の契約金額及び工期等についての公表を同時に開始しており、一層の透明性の確保に努めている。</p> <p>主管課における工事請負契約については、各課の事務負担を考慮し、緊急、小規模事業者発注及び事業者選定等を類別して集計する方法とし、平成 29 年度の契約実績を主管課契約状況の調査に合わせて集計を行い、庁舎管理・契約課の随意契約案件のホームページに公表した。</p>		

平成 28 年度第 1 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	いきいきかがやく元気 なまち	中	光輝く板橋ブラ ンド・産業活力	小	観光振興と都市交流事業に ついて
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成 30 年 12 月報告）		
<p>ICTの活用 P. 43</p> <p>くらしと観光課は、総合観光情報サイトの開設やSNS等を含むICTの積極的な活用により、より一層効果的に情報発信する仕組みを構築することが必要である。</p>				<p>くらしと観光課</p> <p>区の魅力をニーズに応じてタイムリーかつ効果的に提供し、満足度の高い滞在環境を実現すべく、スマートフォンやタブレットPCに対応した板橋区観光アプリ「ITAMAニア」を平成 30 年 10 月 1 日にリリースした。</p> <p>本アプリは、約 300 か所の観光スポット及び飲食店情報の紹介、観光ルートの提供のほか、360 度VR動画やAR技術を用いたマップなど最新技術を用いた機能を搭載し、興味・関心を惹きつけ、まち歩きを楽しむことができる内容となっている。</p> <p>また、外国の方々にも楽しんでもらえるよう、5か国語（日・英・中（簡体）・韓・仏）対応となっているとともに、オフラインでも情報検索が利用可能な仕様となっている。</p> <p>その他、SNSの活用については、観光アプリに連携機能を搭載しており、利用者がSNSを通じて区の魅力を直接発信できる仕様となっている。</p> <p>本アプリについては、定期的に内容を精査し、情報の充実などに継続的に取り組んでいく。</p>		

平成 28 年度第 2 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	いきいきかがやく元気 なまち	中	心躍るスポーツ・ 文化	小	文化芸術事業について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成 30 年 12 月報告）		
<p>外部資金の導入による計画的な文化事業の実施 P. 53</p> <p>文化会館で行われる公演（自主事業、主催事業）については、国や東京都等が実施している文化芸術に関する事業への助成制度を活用していない。今後、収入を確保する手段の一つとして、外部資金の導入による事業の実施を視野に入れ、事業を計画することが必要である。</p> <p>区は、指定管理者及び文化・国際交流財団が行う各事業については、連絡調整を十分に行わせ、より効率的・効果的に事業を展開していく必要がある。</p> <p>区民文化祭に要する経費の精査 P. 53</p> <p>区は、区民文化祭を共催するに当たり、多額の経費を負担しており、各加盟団体の支出項目が適正な内容となっているか、十分精査する必要がある。</p>				<p>文化・国際交流課</p> <p>現在も、指定管理者及び文化・国際交流財団が事業を計画する際、国や都の補助金に関する情報収集を含め、積極的な活用を努めており（「フレッシュ名曲コンサート」共同主催要望、「宝くじ助成事業」申請）、中には分担金を得て行っている事業（「童謡祭」、「歌って健康！歌声コンサート」）もある。</p> <p>また、指定管理者及び文化・国際交流財団については、事業計画を策定する際の調整及び定期的な打合せを行うことで、お互いの強みを生かした事業展開を図っている。今後も両者間の連携を密にし、効率的かつ効果的な事業運営を行っていく。</p> <p>このほか、財団法人等が行っている助成事業にも毎年申請を行っているが、実績としては助成対象枠の関係で活用に至っていない。引き続き外部資金の獲得に向けて取り組んでいく。</p> <p>文化・国際交流課</p> <p>区民文化祭に関する文化団体連合会の決算について、事業終了後に各加盟団体から提出される収支報告書に基づき、文化団体連合会が内容の精査及び取りまとめを行ったうえで「板橋区民文化祭決算報告書」（以下、「決算報告書」という。）として区に提出している。</p> <p>本件監査を受け、区と文化団体連合会で協議を行い、平成 28 年度について決算報告書を精査、不適正な使途がないことを確認した。</p> <p>また、平成 29 年度からは 4 月の事前打合せにおいて、各加盟団体役員に対して、適正な収支報告書記載方法及び負担金使途について周知徹底を図っており、平成 29 年度決算報告書においても不適正な使途がないこ</p>		

平成 28 年度第 2 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	いきいきかがやく元気 なまち	中	心躍るスポーツ・ 文化	小	文化芸術事業について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成 30 年 12 月報告）		
				<p>とを確認した。</p> <p>引き続き、区民文化祭に要する経費の精査については徹底していく。</p>		

平成 29 年度第 1 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	計画を推進する区政経 営	中		小	広聴について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成 30 年 12 月報告）		
<p>刊行物「区民の声」の発行について P. 43</p> <p>刊行物「区民の声」は、区の広聴活動を取りまとめた唯一の刊行物であり、各所管課が区民の意見・要望等を施策に生かすための重要な資料の一つであるため、早期に作成し、公表する必要がある。</p>				<p>広聴広報課</p> <p>刊行物「区民の声」については、平成 28 年度分を平成 29 年 12 月に「平成 28 年度 区民の声」として発行していたが、今回、平成 29 年度分は、名称を「平成 29 年度 広聴・相談活動の一年」と変更して、平成 30 年 7 月に発行した。</p> <p>本刊行物については、区民からの意見・要望等を施策に生かすための重要な資料の一つであるとの認識から、今後についても、早期に作成していく。</p>		